

**「令和2年度廃プラスチックの輸出に係る
バーゼル法該非判断基準策定のための検討会」
設置要綱**

1. 背景と目的

2017年に中国がプラスチックの廃棄物（以下、「廃プラスチック」という。）の輸入規制を実施した。その後、中国に代わり東南アジア諸国への廃プラスチックの輸出が増えたが、これらの廃プラスチックが、輸入国におけるリサイクルの過程で不適切に処理され、環境汚染を引き起こしていると指摘され、その結果、東南アジア諸国においても輸入規制が実施されている。

この問題を解決するため、2019年4月29日から5月10日にかけて開催された有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、「バーゼル条約」という。）の第14回締約国会議（COP14）において、廃プラスチックを新たに条約の規制対象に追加する条約附属書改正が決議された。改正附属書は2021年（令和3年）1月1日に発効する予定であり、以降はバーゼル条約の規制対象となる廃プラスチックを輸出する際には事前に相手国の同意が必要となる。

実際に規制対象となる廃プラスチックについては、「有害な廃プラスチック」の他、「特別の考慮が必要な廃プラスチック」と規定されている。しかしながら、具体的にどのような廃プラスチックが、当該「特別の考慮が必要な廃プラスチック」に該当するかについては、各国の解釈によるところとなる。ついては、バーゼル条約及び同条約を担保している特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）に基づいて廃プラスチックの輸出を行う際に、国内外の関係者が、当該廃プラスチックが規制対象に該当するか否かを適切に判断するための、国内における判断基準を策定することが必要となる。

当該判断基準の策定に当たり、有識者から助言を得ることを目的に本検討会を設置する。

2. 委員構成

（敬称略）

犬飼 健太郎	一般社団法人資源プラ協会 代表理事
小島 道一	東アジア・ASEAN 経済研究センター シニア・エコノミスト（日本貿易振興会 アジア経済研究所 新領域研究センター 上席主任調査研究員）
佐々木 創	中央大学経済学部教授
寺園 淳	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長

富田 齊 一般社団法人プラスチック循環利用協会
広報学習支援部長
永井 良一 公益社団法人全国産業資源循環連合会会長
横山 利男 日本プラスチック工業連盟 総務・環境部長
吉田 綾 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター
(循環型社会システム研究室) 主任研究員

3. 座長

座長は委員の互選により決定する。

4. 事務局

株式会社エックス都市研究所
国際コンサルティング事業本部 環境政策研究本部
〒171-0033 東京都豊島区高田 2-17-22 目白中野ビル 6階
Tel 03-5956-7503 FAX 03-5956-7523

5. 検討内容等の公開等

本検討会は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、原則としてオンラインでの開催とする。なお、検討会資料及び議事録は、原則として公開とする。ただし、座長が非公開とすることが望ましいと判断し、予め委員の了承を得た場合は、この限りでない。

以上